

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成16年10月8日

平成16年10月1日付けで地方厚生(支)局長宛て厚生労働省年金局長通達:「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」が発信されています。今回はこの通達から主な点を抜粋した情報をお届けします。

企業年金等に関する個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行令」がそれぞれ平成17年4月1日から施行されることに伴い、企業年金等に関する個人情報の取扱いの細部について、原則として「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」によることとしています。ただし、「この準則に基づいて規約を改正しなさい」ということではないようです。

「利用目的に関する事項」

利用目的については「事業者は各法の実施その他必要な範囲で個人情報を取り扱う」としています。

「本人の同意に関する事項」

事業者が本人の同意を得る場合は、本人に個人情報の利用目的を通知、又は公表した上で、本人が口頭、書面等で当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うこととしています。

「安全管理措置及び従業員の監督に関する事項」

企業年金等に関する個人データを取り扱う従業者と、その権限を明確にした上で、権限を与えられた人だけが、業務上必要な限りにおいて取り扱うこととし、業務上知り得たデータの内容をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に使用してはならないとしています。これはその業務にかかわる職を退いた後も同様です。また、個人データの取扱いを管理するために個人データ管理責任者を選任しなければなりません。個人データ管理責任者および個人データを取り扱う従業者に対しては、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこととしています。

「委託先の監督に関する事項」

また業務の委託先を選定するために下記のような留意点をあげています。

一. 個人情報の保護について十分な措置を講じている委託先を選定する基準を設けること。

二. 委託を受けた個人データの保護のための措置の内容が委託契約で明確化されていること。具体的な措置としては以下のとおりです。

- (1) 委託先においてデータの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはいけないこととされていること。
- (2) データの取扱いを再委託するときは、委託元へ文書で報告すること。
- (3) 委託契約期間等を明記すること。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先での破棄もしくは削除されること。
- (5) 委託先での個人データの加工(除:委託契約の範囲内のもの。)改ざん等を禁止し、又は制限すること。
- (6) 委託先における個人データの複写又は複製(除:安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のもの。)を禁止すること。
- (7) 委託先で個人データの漏えい等の事故が発生した場合に委託元への報告義務を課すこと。
- (8) 委託先で個人データの漏えい等の事故が発生した場合に委託先の責任が明確化されていること。

「開示等の求めに応じる手続に関する事項」

事業者は、本人からの企業年金等に関する個人データの開示等の求めができるだけ円滑に行われるように、閲覧の場所及び時間等について十分配慮することとしています。

「苦情の処理に関する事項」

事業者は、企業年金等に関する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため苦情及び相談を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努めることとしています。

「個人情報取扱事業者以外の事業者による個人情報の取扱い」

個人情報取扱事業者以外の事業者であって、企業年金等に関する個人情報を取り扱う者は、その適正な取扱いの確保に努めることとしています。

以上